

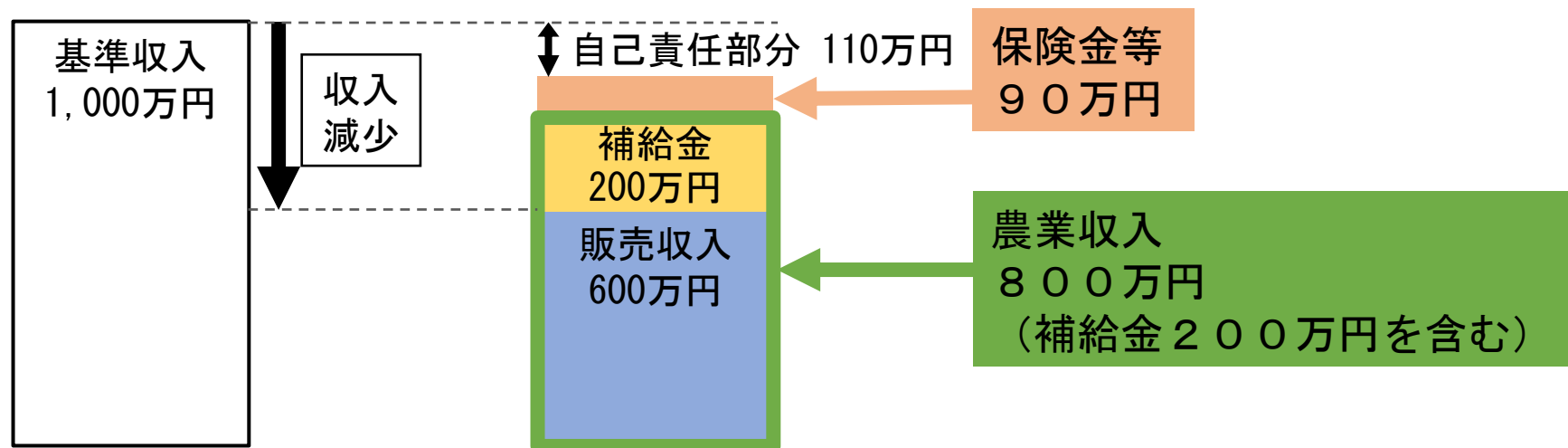
収入保険と野菜価格安定制度の同時利用時の注意点について

1. 収入保険と野菜価格安定制度（国庫／指定・特定事業）の場合

野菜価格安定制度（国庫／指定・特定事業）の補給金を受け取った場合、補給金を収入に含めて、収入保険の保険金等が計算されます。

（例）基準収入：1,000万円（補填限度90%、支払率90%）、販売収入：600万円、野菜価格安定制度（国庫）の補給金：200万円 の場合

→ 補給金200万円を販売収入に加算し、農業収入：800万円として保険金等の計算を行う。そのため、保険金等は90万円となる。

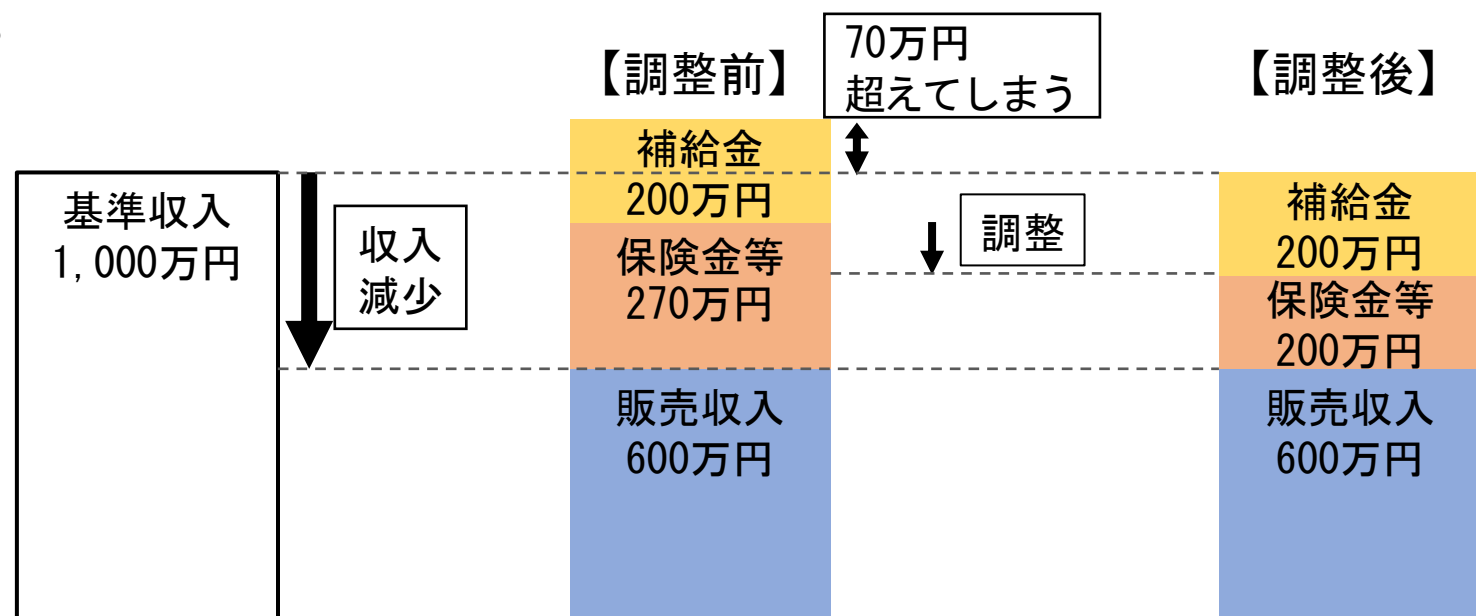


2. 収入保険と野菜価格安定制度（県単事業）の場合

野菜価格安定制度（県単事業）の補給金を受け取り、補給金と収入保険の保険金等の合計額が、収入減少分の金額を超える場合、収入保険の保険金等の調整が行われます。（令和5年收入保険から実施）

（例）基準収入：1,000万円（補填限度90%、支払率90%）、販売収入：600万円、野菜価格安定制度（県単）の補給金：200万円 の場合

→ 収入減少額400万円に対し、補給金と保険金等の合計金額が470万円であり、収入減少額を70万円超えてしまう。このとき、収入減少額を超えないように、保険金等が270万円から200万円に調整される。



<お問い合わせ先>

○収入保険に関すること

NOSA I ぐんま（027-251-5631）、県技術支援課（027-226-3062）

○野菜価格安定制度に関すること

群馬県青果物生産出荷安定基金協会（027-220-2298）、県蚕糸園芸課（027-226-3124）